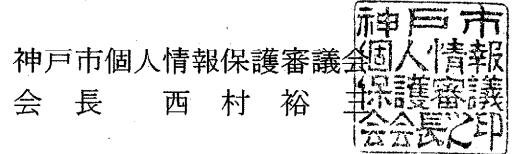




(写)

答申第915号
令和3年3月23日

神戸市長・久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和3年3月23日付け神企つ第4306号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

withコロナKOBE応援プラットフォーム運営に伴うインターネット受付について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会的及び経済的に困っている市民等を支援する応援者や協力者の応募をインターネット受付で実施することは、応援者の募集及び協力者とのマッチングを迅速かつ正確に行えることができ、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

withコロナKOBE応援プラットフォーム運営に伴う
インターネット受付について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申915

【電子計算機処理する情報項目】

アプリ作成ツールで作成した専用サイト

- ・メールアドレス
- ・電話番号